

立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 9 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小 町 邦 彦

理由

立川市いじめ防止対策審議会規則（平成 26 年 10 月 31 日教育委員会規則第 8 号）第 4 条の 2 の規定による。

立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について

次の者を立川市いじめ防止対策審議会委員に任命する。

1 委員の氏名等

氏名	所属等	選出区分（規則第4条）
小林 幹夫	明星大学教育学部教育学科 教授	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者
坂倉 渉太	弁護士（武蔵野法律事務所）	弁護士
飯田 友彦	北多摩西地区保護司会 立川分区副分区長（兼総務部長）	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者
佐藤 有里	臨床心理士・公認心理師	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者
稲富 愛子	立川市民生委員・児童委員	教育、心理、福祉等の専門的な知識及び経験を有する者

（敬称略）

2 任命年月日

令和3年12月27日

3 任期満了日

令和5年12月26日